

単品スライドの運用について（平成 20 年 7 月）

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、金沢市建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の規定（以下、「単品スライド条項」という。）に基づく請負代金額の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の当面の運用ルールを定めたのでお知らせします。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、契約約款第 25 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 今回の運用基準について

(1) 条項適用の対象とする資材

- ・「鋼材類」と「燃料油」の 2 資材

特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材として、各資材における価格変動の状況及び工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の 2 資材を対象としました。

(2) 条項適用の対象となる工事

- ・ 7 月 7 日時点で継続中の工事
- ・ 今後新規発注する工事

(3) 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の 1%を超える額を発注者が負担。

契約約款第 25 条（単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方にに基づき定められています。

この考え方に沿って、今回の運用基準においては、資材価格の上昇による請負代金額の増加分が、対象工事費（注）の 1%を超える額を発注者が負担することとしました。

注：基本的には工事の請負代金額の総価であるが、年度をまたがる工事や、全体スライドとの併用工事などについては、適用開始以前の出来高部分に相応する請負代金額を控除した額とする。

●単品スライド条項の運用に係る取扱い等（PDF）

●請負代金額変更請求書（Excel）

問い合わせ先
都市整備局土木部技術管理課
076-220-2346